

静岡県・下田市一体型道路等包括管理業務委託 の基本的な進め方に関する覚書

静岡県下田土木事務所（以下「甲」という。）と下田市（以下「乙」という。）は、甲が管理する施設と乙が管理する施設を一体型に包括管理を実施する業務（以下「本業務」という。）の基本的な進め方について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 甲と乙は、本業務を円滑に進めるため、相互に協力するものとし、本業務の効率的かつ安定的な施行のため、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 甲と乙は、本業務に係る事務の実施にあたって、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

（対象範囲）

第3条 本業務の対象範囲は、別表1のとおりとする。

（実施範囲）

第4条 本業務の実施範囲は、別表2のとおりとする。

（事務の内容・役割分担）

第5条 本業務の事務の内容及び役割分担は、別表3のとおりとする。

（経費負担）

第6条 事務に係る経費の負担割合は、甲と乙の協議により別に定める。

（連絡会議）

第7条 甲と乙は、事務に係る連絡調整を図るため定期的に会議を開くものとする。

（発注等の手続）

第8条 甲は、本業務に係る発注等の手続を行うこととし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、甲が管理する施設における本業務について、契約を行うこととし、乙は、乙が管理する施設における本業務について、甲が契約した者と契約するものとする。

（継続的な協議）

第9条 本覚書に定めるもののほか、甲と乙は、本事業の円滑な推進のため、協力してその詳細について協議・整理を行うとともに、必要に応じて別途、覚書の交換、協定の締結等を行うものとする。

（有効期間）

第10条 本覚書の有効期間は、協定締結日から本業務の契約期間である令和7年10月31日までとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各1通を保有する。

別表 1 対象範囲

施設管理者	道路種別	数量	計
静岡県	一般国道	26.0 km	46.9 km
	主要地方道	8.8 km	
	一般県道	12.1 km	
下田市	一級市道	40.1 km	236.1 km
	二級市道	32.4 km	
	その他の市道	163.6 km	
計		283.0 km	

別表 2 実施範囲

業務項目	主な業務内容
業務計画作成 報告	- 業務計画書の作成 - 業務報告 - 定例会議の開催 - 引継ぎ作業
道路維持業務 ・舗装補修（雪氷対策含む） ・小規模修繕 ・道路照明施設維持修繕	- 舗装道のポットホール、亀裂、段差等の補修 - 排水施設工、交通安全施設工等の小規模な維持修繕 - 除雪及び凍結防止剤散布等 - 照明用機材の交換・修繕等 - 臨時パトロール、待機等

別表 3 事務の内容及び役割分担

事務の内容	甲	乙
事業者の募集及び選定に係る事務	甲が主体となり、乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。
事業者との事業契約等の締結	甲が管理する施設において契約の締結主体となる。	乙が管理する施設において契約の締結主体となる。
業務遂行に係る定例会議の実施	甲が主体となり、乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。

令和 6 年 9 月 日

静岡県下田市中 531 番地の 1

甲 静岡県下田土木事務所長

静岡県下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号

乙 下田市長